

○塩尻市芸術文化振興事業補助金交付要綱

平成8年3月29日教育委員会告示第2号

塩尻市芸術文化振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的な芸術文化活動を援助し、又は奨励し、地域に根ざした芸術文化の振興を図るため、これらの活動をする団体（以下「文化団体」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する文化団体とする。

- (1) 市内に住所又は活動の拠点をもつこと。（ただし、事業所内で構成された団体又は営利を目的として活動する団体は除く。）
- (2) 団体の運営等に係る取決めを有し、かつ、代表者が明らかにされていること。
- (3) 一定した活動の実績があり、又は次条に定める補助対象となる事業を完遂できると認められる団体であること。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、別表に掲げるもので、次のいずれにも該当するものとする。ただし、前年度において補助金交付を受けた事業は除くものとする。

- (1) 広く市民一般を対象として市内で行われる公益的な事業であること。（ただし、別表に定める芸術文化交流事業は、市外で行われる事業も対象とする。）
- (2) 市民の芸術活動又は文化活動の振興に資すると認められる事業であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、文化団体が公演若しくは発表又は交流等に要する経費の2分の1以内とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、塩尻市芸術文化振興事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 規則第6条に規定する決定書は、塩尻市芸術文化振興事業補助金交付決定書（様式第2号）によるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する報告書は、塩尻市芸術文化振興事業実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) チラシ、プログラム等の資料
- (4) 舞台又は会場の記録写真
- (5) その他事業の内容が分かる書類で、市長が必要と認めるもの

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月30日教委告示第2号)

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月29日教委告示第12号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

別表 (第3条関係)

補助対象となる芸術文化事業

事業区分	内容
芸術文化振興事業	(1) 音楽の公演又は発表 (2) 舞踊の公演又は発表 (3) 演劇の公演又は発表 (4) 美術(絵画、彫刻、工芸、書、写真等)の発表又は展示 (5) 文芸(小説、詩、短歌、俳句等)の出版又は発表
芸術文化交流事業	(1) 市の区域を超える大規模な大会、発表会等に当該文化団体を代表して行う成果の発表等 (2) 他の市町村から正式な招待等を受け、国内の交流事業に参加して行う芸術文化活動 (3) 外国から正式な招待等を受け、国際交流事業として公式に参加して行う芸術文化活動
その他の事業	その他市民の芸術文化活動の振興に寄与するもので、市長が特に必要と認めるもの。